

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会 受動喫煙対策専門委員会 設置要綱

1. 設置の趣旨

健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号。以下「改正法」という。）により、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等が定められた。

改正法の附則においては、「政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされているところである。

これを受け、受動喫煙等に関する現状や論点を整理し、関係者による専門的観点から必要な検討を行うため、「受動喫煙対策専門委員会」を設置する。

2. 構成等

専門委員会に委員長を置き、委員長は部会長が指名する。

3. 検討項目

- ・改正法において措置された受動喫煙対策に関する現状や課題
- ・今後の受動喫煙対策の在り方

等

4. 運 営

- ・専門委員会の議事は原則公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。
- ・専門委員会は、検討過程において、必要に応じ、関係者の意見聴取を行うことができる。
- ・専門委員会の検討結果については、地域保健健康増進栄養部会に報告する。

5. その他

上記のほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

受動喫煙対策専門委員会 委員名簿

牛山 明 国立保健医療科学院生活環境研究部 部長

岡村 智教 慶應義塾大学医学部教授

小澤 康子 東京都 保健医療局 保健政策部
健康推進事業調整担当課長

片野田 耕太 国立研究開発法人 国立がん研究センター
がん対策研究所 データサイエンス研究部 部長

黒瀬 巖 公益社団法人日本医師会 常任理事

後藤 温 横浜市立大学 医学部医学科・大学院医学研究科
公衆衛生学教室 主任教授

庄子 育子 日経 BP 総合研究所 メディカル・ヘルスラボ 所長

中村 由紀子 大津市保健所 所長（全国保健所会）

○ 中山 健夫 京都大学大学院医学研究科社会健康医学系専攻
健康情報学分野 教授

（敬称略、五十音順）

○：委員長